合志市コミュニティバス広告掲載取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、合志市広告掲載要綱（平成１９年５月１日告示第２７7号）第４条の規定により、合志市コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（掲載位置及び規格等）

第２条　広告の掲載位置及び規格等は、別表のとおりとする。

（広告の掲載期間）

第３条　広告の掲載期間は、原則として１月単位とする。ただし複数月の広告掲載の申し込みがあった場合は、この限りでない。

（広告の掲載等）

第４条　広告掲載物の作製に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

（１）広告掲載物の内側の四隅のいずれかに「有料広告」と表示すること。

（２）広告に対する責任の所在を明確にするため、広告内容には、広告主の名称、所在及び問い合わせ先の電話番号等を必ず掲載すること。

（３）広告内容に申し込み等の期日の定めがある場合にあっては、原則として当該期日は、掲載開始月の翌月の１０日以降とすること。

２　別表に定める無料広告スペースについては、市又は地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき市が指定した指定管理者（以下「指定管理者」という。）が、広告を掲載することができるものとする。

３　市又は指定管理者は、別表有料広告スペースに空きがある場合、広告を掲載することができる。

４　前項による広告掲載期間において、当該有料広告スペースにおける広告掲載が決定した場合は、速やかに掲載広告を撤去するものとする。

（広告料）

第５条　広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）が市に納付する広告料は別表のとおりとする。

２　前条第３項による広告を掲載する場合の広告料は、無料とする。

　（広告掲載順位）

第６条　広告掲載順位は、次のとおりとする。

1. 国、地方公共団体、公益法人又はこれに類するものの広告
2. 市内に事業所等を有するものの広告
3. 前第２号に該当しないものの広告

２　同一順位の場合は、掲載期間の長いものを優先する。

３　前各項により決めがたい場合には、合志市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）において決定する。

（広告掲載物の掲示、維持管理等）

第７条　コミュニティバス運行事業者は、広告掲載物を掲示するほか、広告掲載物の美観を保持するため、常にその維持管理に努めなければならない。

２　市は、広告掲載物の破損、汚損、滅失、盗難等により生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

　（その他）

第８条　この基準に定めるもののほか、合志市コミュニティバス広告掲載に必要な事項は、審査委員会において定める。

附　則

この要領は、平成２４年１月１日から施行する。

